



寒川町立学校施設使用条例等の一部改正(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和3年11月29日(月) ~ 12月28日(火)まで

学校施設の開放事業を見直すことについて、皆様のご意見を募集します。

町では、学校体育施設等開放事業として、寒川町立学校の施設（体育館・グラウンド等）を、町民の皆さんに貸し出し、スポーツや文化活動等にご利用いただくことで、町民の皆さんの財産である施設の有効活用を図っております。

学校の教育に影響のない範囲という制限はありますが、学校施設が地域の身近な施設として、広くご利用していただけるように、事業を行っています。

今回は、これまでに皆さんからいただいたご要望や、昨今の新型コロナウイルス感染症への対応によって得られた意見等、いくつかの視点から、この事業をより使いやすいものになるよう見直しますので、町民の皆さんのご意見を募集します。

この見直しにより大きな影響が見込まれる方

- ・寒川町学校施設等開放事業をご利用いただく団体の皆さん

3つの見直しポイント

1. 利用予約の方法を見直します

インターネットを活用した予約システムによる予約受付を開始します。また、抽選による予約方法を取り入れ、公平性を向上させます。このため、予約のキャンセルや使用料金の還付及び振替の取り扱いを整理します。

2. 利用可能な時間帯を見直します

小学校体育館及び南小学校ふれあいホールの利用可能な時間帯の一部を分割し、小学校グラウンドの利用可能な時間帯の一部を統合します。

3. より分かりやすい制度になるよう見直します

減免制度や利用上のルール等を整理し、分かりやすくします。

⇒町民の皆さんからのご意見を募集いたします。

★詳しい内容は各施設に配架の、もしくはweb（最終ページ参照）より全体資料を御覧ください。

1. 利用予約の方法を見直します

予約方法をインターネットを活用した予約システムに変更します。

施設の予約は、従来、各学校等で会議を開催するなどし、利用者相互の調整で行っていました。現在では、感染症対策のため、暫定的に町職員による抽選で予約を行っています。この抽選方式を実施し約1年が経過し、お寄せいただいた意見をもとに、この度、制度を改正して、予約システムから予約の申込等の手続や抽選を行えるように変更します。

予約のスケジュールは、利用月の前々月の1日から14日まで抽選予約を受付け、15日に抽選を実施します。その後、23日以降は先着順で使用日の5日前まで予約を受付けます。（抽選時は1団体につき4件まで、随時予約は件数制限なしで予約を受付けます）

予約システムでの利用の確定を使用申請とみなせるようにし、一部の団体の窓口での手続きを不要とします。

現在は、施設の予約後に、役場の窓口で施設の使用申請手続きが必要となっています。

使用料の支払いがない団体	予約システムでの予約の確定を使用申請とみなし、町役場での手続きが不要になります。 →使用許可証は登録されているメールアドレスに電子ファイル(PDF)をお送りします。
使用料の支払いがある団体	引き続き、町役場での使用申請手続き、使用料の支払いが必要です。

予約のキャンセル方法等（還付・振替も含む）を見直します。

これまで、キャンセルの方法は、3日前までに申し出ること（コロナによる暫定対応で5日前までにメールで）としていました。今回、システムによる予約を開始することに伴い、キャンセルの方法を整理するとともに、キャンセル後に他の利用者が予約できる機会を広げます。

利用許可書を受け取る前	<ul style="list-style-type: none">・キャンセル方法 使用日の7日前まで予約システムからキャンセルができます。
利用許可書を受け取った後	<ul style="list-style-type: none">・キャンセル方法 使用しないことが決まったときは、使用取消（変更）申請書を提出してください。・還付、振替を見直します。<ul style="list-style-type: none">・使用料の還付の要件を明確にします。 還付の要件（※次のいずれかに該当した場合、還付の対象となります） (1)使用者の責めによらない理由により使用不能となったとき。 (※学校や町が利用するために使用者の予約がキャンセルされたときや、天災等により施設の利用が出来なかったとき、雨天等によりその後の学校の運営に支障が出ると判断し利用が出来なかった場合等が該当します。)(2)使用日の7日前までに使用の取消しの申請があったとき。(3)その他委員会が相当な理由があると認めたとき・振替の方法を明確にします。 振替を行うには、使用取消（変更）申請書の提出が必要となります。キャンセルする日の7日前までに同申請書をご提出ください。ただし、使用者の責めによらない理由により使用不能となったときは、使用を予定していた日以降でも還付や振替を受付けます。

2. 利用可能な時間帯を見直します

利用団体からの意見や利用の実態を考え、小学校体育館及び南小学校ふれあいホールの利用可能な時間帯の一部を分割し、小学校グラウンドの利用可能な時間帯の一部を統合します。

体育館（小学校）・ふれあいホール

グラウンド（小学校）

学校の休業日	見直し前		見直し後	
	9時～12時(3h)	9時～12時(3h)	9時～12時(3h)	9時～12時(3h)
12時～13時(1h)	12時～13時(1h)	12時～13時(1h)	12時～17時(5h)	
13時～17時(4h)	13時～17時(4h)	13時～15時(2h)	15時～17時(2h)	
17時～19時(2h)	17時～19時(2h)	17時～19時(2h)	17時～19時(2h)	
19時～21時(2h)	19時～21時(2h)	19時～21時(2h)	19時～21時(2h)	

学校の休業日	見直し前		見直し後	
	3月～10月	9時～12時(3h)	9時～12時(3h)	9時～12時(3h)
	12時～13時(1h)	12時～13時(1h)	12時～17時(5h)	
	13時～17時(4h)	13時～17時(4h)	13時～17時(4h)	
11月～2月	9時～12時(3h)	9時～12時(3h)	9時～12時(3h)	
	12時～13時(1h)	12時～13時(1h)	12時～16時(4h)	
	13時～16時(3h)	13時～16時(3h)	13時～16時(3h)	

3. より分かりやすい制度になるよう見直します

料金表を整理し、中学生以下の団体の料金区分を新設。

これまで、使用申請の際に、都度、減免申請書を提出していただき、減免を行っていましたが、**中学生以下の団体は、都度の減免申請書の提出が不要となります。**手続きが使用申請のみとなり、利用料のかからない中学生以下の団体は、システムでの予約確定をもって使用申請とみなすため、窓口での手続きが不要となります。

中学生以下の団体の料金区分の金額は、申請で減免していた金額と同額とします。

この料金区分の対象となるのは、適用の条件(※1)に当てはまる団体のみとなります。

また、年に1度、書類の提出(※2)をしていただき、対象となるか確認が必要となります。

【新しい料金表】

利用者区分	学校施設の名称等		1時間当たりの使用料
中学生以下の団体	体育館(小学校、中学校)		0円
	屋外運動場 (夜間照明施設を含む)	小学校	0円
		寒川中学校 ※	1,200円
		旭が丘中学校	800円
	ふれあいホール(南小学校)		0円
一般の団体	体育館	小学校	100円
		中学校(半面につき)	100円
	屋外運動場 (夜間照明施設を含む)	小学校	100円
		寒川中学校 ※	2,400円
		旭が丘中学校	1,600円
	ふれあいホール (南小学校)	(1)1月、2月、3月、7月、8月、9月及び12月に使用するとき	200円
(2)前号以外するとき		100円	

※屋外運動場の寒川中学校は、これまで「全点灯」と「一部点灯」の区分がありましたが、区分を廃止し、今後は、全点灯のみの利用とし、金額はこれまでの一部点灯と同額で利用を可能とします。

※1 適用の条件 (※次の全てに該当する場合、中学生以下の団体の料金区分となります)

- (1) 団体の構成員の半数以上が町内在住の中学生以下の者で組織されている
- (2) 団体の活動内容が、所属する中学生以下の者を主体とした活動内容である
- (3) 団体の活動が、営利を目的としたものでない

※営利目的の基準：団体として月謝やそれに類する金銭を徴収しており、団体を運営する個人（法人を含む）の収益となっていること。

※2 提出書類 (※中学生以下の団体の料金区分の対象となる場合、年に1度提出が必要です)

- ア.料金区分（中学生以下の団体）の適用申請書
- イ.団体名簿（当該年度の最新時点の名簿）
- ウ.団体の活動内容がわかる書類（活動報告書、チラシ等）
- エ.団体の会計処理がわかる書類（前会計年度の会計報告書）

使用上の責任が代表者にあることを分かりやすくします。

これまで、システムへの登録の際に代表者と連絡者を必要としておりましたが、当該学校施設の使用に係る責任が代表者にあることが分かりやすくなるように、使用上の遵守事項に明確にその旨を記載します。

使用上の遵守事項

- (1)使用許可の条件および寒川町立学校施設使用条例施行規則の規定に違反しないこと。
- (2)満 18 歳以上の者を代表者とし、その者を当該学校施設の使用に係る使用責任者として明確にすること。
- (3)善良な管理者の注意をもって当該学校施設の維持保全に努めること。
- (4)当該学校施設を許可を受けた目的以外の用に使用しないこと。
- (5)許可を受けないで当該学校施設の現状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (6)その他、教育委員会が指示する事項。

利用上のルール等に違反した際、利用の制限を行う規定を追加します。

これまで、利用上のルールに違反した際には、町はその判断により、団体登録の削除か利用許可の取消し等の措置を行うこととなっておりましたが、今回、期間を定めて利用の申請を制限できる規定を新たに設けます。

利用者登録の有効期間を変更します。

これまで、利用者登録の有効期間は3年間となっておりましたが、今回、中学生以下の団体は、新設される料金区分の確認とあわせて1年間といたします。

中学生以下の団体	最長で 1 年間
一般の団体	最長で 3 年間

※順次、各団体に適用していきます。

全体資料の閲覧方法（令和3年11月29日(月)から閲覧可能です）

「寒川町立学校施設使用条例等の一部改正（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。

HP 内で 『 寒川町立学校施設使用条例等の一部改正（案） 』 と検索。

<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kyoiku/kyushoku/kyouikushisetsu/paburikku/14092.html>

▶二次元コードはこちら



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎 ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部文化福祉会館
- ・南部文化福祉会館 ・健康管理センター ・寒川町民センターおよびセンター分室
- ・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①郵 送：下記宛先へ郵送してください。
- ②FAX：0467-75-9907
- ③メール：kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp

▶メール二次元コードはこちら



- ④担当課へ持参又は各施設回収箱へ投函
受付時間：土日祝日および年末年始を除き、
8時30分～17時15分

(宛先)：〒253-0196
寒川町教育委員会
教育施設給食課 教育施設担当

(記入事項)
別添の回答用紙の内容に沿ってご記入ください。
メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、ご住所等も含め回答用紙と同内容を任意の様式で記入してください。

(募集期間)
令和3年11月29日(月) ～ 12月28日(火)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、寒川町立学校施設使用条例等の一部改正において参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町教育委員会
教育施設給食課 教育施設担当

住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地
電 話 0467-74-1111 (代表)
FAX 0467-75-9907

「高座」のころ。

高座郡さむかわ

寒川町立学校施設使用条例等の一部改正（案）
意見提出用紙

氏名（名称）

住所（所在地）

連絡先（電話）

★本内容に賛成の方は右文字を○で囲んでください。 賛成

勤務先または通学先（住所が町外の方のみ記入）

※意見を提出される時は、上記の内容を記入してください。（寒川町パブリックコメント手続きに関する規則第6条第6項）

※提出いただいた個人情報は、この募集事務以外には使用いたしません。

【意見をご記入ください】

（裏面もご利用ください）

※この用紙（表裏）に書ききれない場合は、別紙（任意の様式）を付けてください。

◆意見の提出期限：令和3年12月28日（火）まで

Web版の資料はこちらへ
<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kyoiku/kyushoku/kyouikushisetsu/paburikku/14092.html>



<問い合わせ先・意見提出先>

寒川町教育委員会教育施設給食課 教育施設担当

住所：寒川町宮山165

mail：kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp

Tel：0467-74-1111（内線544） / FAX：0467-75-9907

(自由記入欄)

寒川町立学校施設使用条例(案)

昭和54年3月24日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条の規定に基づき、寒川町立学校の施設(以下「学校施設」という。)を学校の教育に支障のない範囲で社会教育、スポーツその他公共のため使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(学校施設)

第2条 使用することができる学校施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 屋外運動場(夜間照明施設を含む。)
- (3) 寒川町立南小学校ふれあいホール

(使用期間等)

第3条 学校施設を使用できる期間は、1月4日から12月28日までとし、規則で定める日及び時間に使用できるものとする。

(学校施設を使用できるもの)

第4条 学校施設を使用できるものは、10人以上の構成員(当該構成員の3分の2以上が町内に居住している者、町内に在勤している者又は町内に在学している者でなければならない。)を有する団体とする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可)

第5条 学校施設を使用しようとするものは、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、学校施設の使用を許可するにあたり、必要な条件をつけることができる。

(使用料)

第6条 学校施設の使用許可を受けたものは、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 町長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他特別の理由があると認められたものについては、この限りでない。

(損害賠償)

第7条 学校施設の使用許可を受けたものは、当該施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

利用者の区分	学校施設の名称及び使用区分		1時間当たりの 使用料
中学生以下の団 体	体育館(小学校及び中学校)		0円
	屋外運動場(夜間 照明施設を含 む。)	小学校	0円
		寒川中学校	1,200円
		旭が丘中学校	800円
	南小学校ふれあいホール		0円
一般の団体	体育館	小学校	100円
		中学校	100円(半面につ き)
	屋外運動場(夜間	小学校	100円

照明施設を含む。)	寒川中学校	2,400円
	旭が丘中学校	1,600円
南小学校ふれあいホール	(1)1月、2月、3月、7月、8月、9月及び12月に使用するとき	200円
	(2)前号以外るとき	100円

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合の使用料は、1時間当たりの使用料(以下「基本使用料」という。)の額とし、使用時間が1時間を超える場合の使用料は、基本使用料の額にその超える30分(30分未満は30分とする。)ごとに基本使用料の2分の1の額を加算した額とする。
- 2 中学生以下の団体とは次の各号のいずれにも該当するものをいい、一般の団体とは中学生以下の団体以外のものをいう。
 - (1) 団体の構成員の半数以上が町内に在住又は在学する中学生以下の者で組織されているもの
 - (2) 主たる活動内容が構成員たる中学生以下の者を主体としたものであるもの
 - (3) 営利を目的としたものでないもの

寒川町立学校施設使用条例新旧対照表(案)

現行			改正案																																												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は _____</p> <p>_____、寒川町立学校の施設(以下「学校施設」という。)を学校の教育に支障のない範囲で社会教育 _____ その他公共のため使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>～略～</p> <p>(学校施設を使用できるもの)</p> <p>第4条 学校施設を使用できるものは、10人以上の構成員(当該構成員の3分の2以上が町内に居住している者 <u>又は町内に在勤している者</u></p> <p><u>でなければならない。</u>)を有する団体とする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>～略～</p> <p>別表(第6条関係)</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条の規定に基づき</u>、寒川町立学校の施設(以下「学校施設」という。)を学校の教育に支障のない範囲で社会教育、<u>スポーツ</u>その他公共のため使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>～略～</p> <p>(学校施設を使用できるもの)</p> <p>第4条 学校施設を使用できるものは、10人以上の構成員(当該構成員の3分の2以上が町内に居住している者、<u>町内に在勤している者又は町内に在学している者</u>でなければならない。)を有する団体とする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>～略～</p> <p>別表(第6条関係)</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学校施設の名称及び使用区分</th> <th>1時間当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>小学校</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>100円(半面につき)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外運動場(夜間照明施設を含む。)</td> <td>小学校</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寒川中学校</td> <td>(1)夜間照明施設の照明灯を全て点灯したとき</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>(2)前号以外</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>			学校施設の名称及び使用区分		1時間当たりの使用料	体育館	小学校	100円	中学校	100円(半面につき)	屋外運動場(夜間照明施設を含む。)	小学校	100円	寒川中学校	(1)夜間照明施設の照明灯を全て点灯したとき	2,800円	(2)前号以外	2,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者の区分</th> <th>学校施設の名称及び使用区分</th> <th>1時間当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">中学生以下</td> <td colspan="2">体育館(小学校及び中学校)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">団体</td> <td>屋外運動場(夜間照明施設を含む。)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>寒川中学校</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般の団体</td> <td>南小学校</td> <td>ふれあいホール</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>小学校</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>100円(半面につき)</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td>小学校</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>			利用者の区分	学校施設の名称及び使用区分	1時間当たりの使用料	中学生以下	体育館(小学校及び中学校)		0円	団体	屋外運動場(夜間照明施設を含む。)	0円	小学校	1,200円	寒川中学校	800円	一般の団体	南小学校	ふれあいホール	0円	体育館	小学校	100円	中学校	100円(半面につき)	屋外運動場	小学校	100円
学校施設の名称及び使用区分		1時間当たりの使用料																																													
体育館	小学校	100円																																													
	中学校	100円(半面につき)																																													
屋外運動場(夜間照明施設を含む。)	小学校	100円																																													
	寒川中学校	(1)夜間照明施設の照明灯を全て点灯したとき	2,800円																																												
		(2)前号以外	2,400円																																												
利用者の区分	学校施設の名称及び使用区分	1時間当たりの使用料																																													
中学生以下	体育館(小学校及び中学校)		0円																																												
	団体	屋外運動場(夜間照明施設を含む。)	0円																																												
		小学校	1,200円																																												
		寒川中学校	800円																																												
一般の団体	南小学校	ふれあいホール	0円																																												
	体育館	小学校	100円																																												
		中学校	100円(半面につき)																																												
屋外運動場	小学校	100円																																													

	旭が丘中学校	1,600円
南小学校 ふれあい ホール	(1)1月、2月、3月、7 月、8月、9月及び1 2月に使用すると き	200円
	(2)前号以外るとき	100円

備考 使用時間が1時間未満の場合の使用料は、1時間当たりの使用料(以下「基本使用料」という。)の額とし、使用時間が1時間を超える場合の使用料は、基本使用料の額にその超える30分(30分未満は30分とする。)ごとに基本使用料の2分の1の額を加算した額とする。

動場(夜 間照明 施設を 含む。)	寒川中学校	—
		2,400 円
	—	—
	旭が丘中学校	1,600 円
南小学 校ふれ あいホ ール	(1)1月、2月、3 月、7月、8月、 9月及び12月に 使用するとき	200円
	(2)前号以外 のとき	100円

備考 _____

- 1 使用時間が1時間未満の場合の使用料は、1時間当たりの使用料(以下「基本使用料」という。)の額とし、使用時間が1時間を超える場合の使用料は、基本使用料の額にその超える30分(30分未満は30分とする。)ごとに基本使用料の2分の1の額を加算した額とする。
- 2 中学生以下の団体とは次の各号のいずれにも該当するものをいい、一般の団体とは中学生以下の団体以外のものをいう。
 - (1) 団体の構成員の半数以上が町内に在住又は在学する中学生以下の者で組織されているもの
 - (2) 主たる活動内容が構成員たる中学生以下の者を主体としたものであるもの

～略～

(3) 営利を目的としたものでない
もの

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、別表の改正規定は、令和4年4
月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町立学校
施設使用条例別表の規定は、令和4年4
月1日以後に使用許可を受ける学校施設
の使用について適用し、同日前に使用許
可を受けた学校施設の使用については、
なお従前の例による。

寒川町立学校施設使用条例施行規則(案)

昭和54年3月26日

教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町立学校施設使用条例(昭和54年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用できる日及び時間)

第2条 条例第3条に規定する学校施設を使用できる日及び時間は、別表に定めるとおりとする。

(使用の申請及び許可)

第3条 条例第5条第1項の規定により学校施設の使用許可を受けようとするものは、寒川町立学校施設使用許可申請書(第1号様式)を教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請に対し、使用を許可するときは、寒川町立学校施設使用許可書(第2号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の取り消し等)

第4条 委員会は、学校施設の使用を許可した場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用許可の内容を変更させることができる。

- (1) 公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- (4) その他委員会が特に必要があると認めたとき。

- 2 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、直ちに寒川町立学校施設使用取消(変更)申請書(第3号様式)(次項において「取消変更申請書」という。)に既に交付を受けた使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。
- 3 使用者は、使用の変更をしようとするときは、使用日の7日前までに取消変更申請書に既に交付を受けた使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、使用者は、第7条第1項第1号又は第3号に該当し当該学校施設の使用ができなかったときは、その使用日を経過した後においても使用の変更をすることができる。
- 5 委員会は、使用者が第1項の規定により使用許可を取り消され、又は使用の変更をさせられたことにより使用者に生じた損害その他の責務について、それらの責め的一切を負わない。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、学校施設を使用しようとする日の5日前までに条例第6条に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第6条第2項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第3条第1項の申請書と併せて、寒川町立学校施設使用料減免申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請に対し、使用料の減免を決定するときは、寒川町立学校施設使用料減免決定通知書(第5号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料を還付できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用不能となったとき。
- (2) 使用日の7日前までに第4条第2項による使用の取消しの申請があったとき。

(3) その他委員会が相当な理由があると認めたとき。

2 使用料の還付を受けようとするものは、寒川町立学校施設使用料還付申請書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請に対し、使用料を還付するときは、寒川町立学校施設使用料還付決定通知書(第7号様式)により申請者へ通知しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、学校施設を使用する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用許可の条件及びこの規則その他の規程の規定に違反しないこと。

(2) 満18歳以上の者を代表者とし、その者を当該学校施設の使用に係る使用責任者として明確にすること。

(3) 善良な管理者の注意をもって当該学校施設の維持保全に努めること。

(4) 当該学校施設を許可を受けた目的以外の用に使用しないこと。

(5) 当該学校施設を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

(6) 委員会の承認を受けないで当該学校施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。

(7) その他委員会が指示する事項

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

学校施設の名称		使用できる日	使用できる時間区分
体育館	小学校	寒川町立小学校及び中学校の	午前9時～正午

		管理運営に関する規則(平成13年教育委員会規則第2号)に規定する休業日(以下「休業日」という。)		正午～午後1時 午後1時～午後3時 午後3時～午後5時 午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
		休業日以外の日		午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
	中学校	1月4日～12月28日		午後7時～午後9時
屋外運動場	小学校	休業日	3月から10月に使用する とき	午前9時～正午 正午～午後5時
			上記以外の 月に使用する とき	午前9時～正午 正午～午後4時
		5月から8月の休業日以外の日		午後5時～午後7時
	寒川中学校	月曜日以外の日		午後6時30分～午後9時
	旭が丘中学校	月曜日以外の日		午後7時～午後9時30分
南小学校ふれあいホール		休業日		午前9時～正午 正午～午後1時 午後1時～午後3時 午後3時～午後5時 午後5時～午後7時

		午後7時～午後9時
	休業日以外の日	午後5時～午後7時
		午後7時～午後9時

備考 小学校の体育館及び屋外運動場における休業日以外の日
の午後5時から午後7時まで使用できる団体は、小学生で組織されている団体とする。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

寒川町立学校施設使用許可申請書

（あて先）寒川町教育委員会

カード番号 _____
団体名 _____
代表者名 _____
代表者住所 _____
代表者連絡先 _____
連絡者名 _____
連絡者住所 _____
連絡者連絡先 _____
申込者 _____
申込者住所 _____
申込者連絡先 _____

次のとおり申請します。

施設名	利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数
※上記以外は内訳参照		
	付帯設備等	数量
※上記以外は内訳参照		

営利目的	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料徴収	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料の最高額	円
備考					

年 月 日

寒川町立学校施設使用許可書

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

代表者住所 _____

寒川町教育委員会 印

次のとおり承認します。

施設名		
利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	施設使用料
※上記以外は内訳参照		小計（1） 円
付帯設備等	数量	付帯設備等使用料
※上記以外は内訳参照		小計（2） 円
使用料合計	通常使用料合計（1+2）	円
	減免額	円
	使用料合計	円

営利目的 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料徴収 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料の最高額 円
備考		

利用責任者名 _____

利用責任者住所 _____

利用責任者連絡先 _____

寒川町立学校施設使用取消(変更)申請書

(あて先) 寒川町長

カード番号

団体名

代表者名

代表者住所

代表者連絡先

次のとおり利用予約の取消(変更)について、申請します。

取消を希望する利用予約				
(1)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(2)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
変更を希望する利用予約				
(前)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(後)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(規則第7条第1項第1号又は第3号に該当する場合の理由)				
(前)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(後)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(規則第7条第1項第1号又は第3号に該当する場合の理由)				

上記の利用予約の内容を変更してよろしいか。

処理日	年 月 日	
課長	副主幹等	担当
備考		

年 月 日

寒川町立学校施設使用料減免申請書

（あて先）寒川町長

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

代表者住所 _____

代表者連絡先 _____

連絡者名 _____

連絡者住所 _____

連絡者連絡先 _____

申込者 _____

申込者住所 _____

申込者連絡先 _____

次のとおり申請します。

施設名		
利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	
※上記以外は内訳参照		
付帯設備等	数量	
※上記以外は内訳参照		

営利目的	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料徴収	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料の最高額	円
備考					

年 月 日

寒川町立学校施設使用料減免決定通知書

カード番号 _____
 団体名 _____
 代表者名 _____
 代表者住所 _____

寒川町教育委員会 印

次のとおり承認します。

施設名	利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	施設使用料
※上記以外は内訳参照		小計（1）	円
	付帯設備等	数量	付帯設備等使用料
※上記以外は内訳参照		小計（2）	円
使用料合計	通常使用料合計（1+2）		円
	減免額		円
	使用料合計		円

営利目的	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料徴収	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料の最高額	円
備考					

寒川町立学校施設使用料還付申請書

(あて先) 寒川町長

カード番号

団体名

代表者名

代表者住所

代表者連絡先

次のとおり申請します。

還付申請の額	円	納入年月日	
		許可を受けた利用日	
申請の理由			

下記口座を還付金振込先として指定します。

振込先	金融機関	銀行 信用金庫 労働金庫 農業協同組合	本・支店	本店 支店 出張所
	預金種目	該当に✓をしてください。 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考

年 月 日

寒川町立学校施設使用料還付決定通知書

カード番号

団体名

代表者名

代表者住所

代表者連絡先

寒川町長 印

年 月 日付で申請のありました使用料の還付について次のとおり決定しましたので通知します。

還付申請の額	円	納入年月日	
		許可を受けた利用日	
申請の理由			

備考

寒川町立学校施設使用条例施行規則新旧対照表(案)

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(使用許可の取り消し等)</p>	<p>(使用許可の取り消し等)</p>
<p>第4条 委員会は、学校施設の使用を許可した場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を_____変更させることができる。</p>	<p>第4条 委員会は、学校施設の使用を許可した場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は<u>使用許可の内容を変更</u>させることができる。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(加える)</p>	<p><u>2 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、直ちに寒川町立学校施設使用取消(変更)申請書(第3号様式)(次項において「取消変更申請書」という。)に既に交付を受けた使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。</u></p>
<p>(加える)</p>	<p><u>3 使用者は、使用の変更をしようとするときは、使用日の7日前までに取消変更申請書に既に交付を受けた使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。</u></p>
<p>(加える)</p>	<p><u>4 前項の規定にかかわらず、使用者は、第7条第1項第1号又は第3号に該当し当該学校施設の使用ができなかったときは、その使用日を経過した後においても使用の変更をすることができる。</u></p>
<p>(加える)</p>	<p><u>5 委員会は、使用者が第1項の規定により使用許可を取り消され、又は使用の変更をさせられたことにより使用者に生じた損害その他の責務について、それらの責め的一切を負わない。</u></p>
<p>(加える)</p>	<p>(使用料の納付)</p>
<p>(使用料の減免)</p>	<p><u>第5条 使用者は、学校施設を使用しようとする日の5日前までに条例第6条に定める使用料を納付しなければならない。</u></p>
<p>第5条 条例第6条第2項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第3条第1項の申請書と併せて、寒川町立学校施設使用料減免申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条第2項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第3条第1項の申請書と併せて、寒川町立学校施設使用料減免申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。</p>

2 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 町が使用するとき 免除
- (2) 中学生及び小学生で組織されている団体が使用するとき 2分の1の減額
- (3) 自治会が自治会活動で使用するとき 免除
- (4) 寒川町体育協会及び寒川町体育協会を構成する種目別団体が主催する大会等に使用するとき 免除
- (5) その他委員会が特に必要があると認めたととき 減額又は免除

(使用料の還付)

(加える)

第6条 条例第6条ただし書の規定により既納の使用料の還付を受けようとするものは、寒川町立学校施設使用料還付申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対し、使用料を還付するときは、寒川町立学校施設使用料還付決定通知書(第5号様式)により申請者へ通知しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、学校施設を使用する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可の条件及びこの規則 _____ の規定に違反しないこと。

(加える)

2 町長は、前項の申請に対し、使用料の減免を決定するときは、寒川町立学校施設使用料減免決定通知書(第5号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料を還付できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用不能となったとき。
- (2) 使用日の7日前までに第4条第2項による使用の取消しの申請があったとき。
- (3) その他委員会が相当な理由があると認めたととき。

2 _____
使用料の還付を受けようとするものは、寒川町立学校施設使用料還付申請書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請に対し、使用料を還付するときは、寒川町立学校施設使用料還付決定通知書(第7号様式)により申請者へ通知しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、学校施設を使用する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可の条件及びこの規則 その他の規程の規定に違反しないこと。
- (2) 満18歳以上の者を代表者とし、その者を当該学校施設の使用に係る使

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 許可を受けないで_____当該学校施設の原状を変更し、又はこれに工事を加えないこと。

(6) (略)

(委任)

第8条 (略)

～略～

別表(第2条関係)

学校施設の名 称		使用できる日	使用できる時間区 分	
体育館	小学校	寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年教育委員会規則第2号)に規定する休業日(以下「休業日」という。)	午前9時～午後零時 午後零時～午後1時 午後1時～午後5時 午後5時～午後7時 午後7時～午後9時	
		休業日以外の日	午後5時～午後7時 午後7時～午後9時	
	中学校	1月4日～12月28日	午後7時～午後9時	
屋外運動場	小学校	休業日	3月から10月に使用する	午前9時～午後零時 午後零時～午後1時 午後1時～午後5時
			上記以外の月に使用	午前9時～午後零時 午後零時～午後1時
				午後9時～午後零時
				午後零時～午後1時

用責任者として明確にすること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 委員会の承認を受けないで当該学校施設の原状を変更し、又はこれに工事を加えないこと。

(7) (略)

(委任)

第9条 (略)

～略～

別表(第2条関係)

学校施設の名 称		使用できる日	使用できる時間区 分	
体育館	小学校	寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年教育委員会規則第2号)に規定する休業日(以下「休業日」という。)	午前9時～正午 正午～午後1時 午後1時～午後3時 午後3時～午後5時 午後5時～午後7時 午後7時～午後9時	
		休業日以外の日	午後5時～午後7時 午後7時～午後9時	
	中学校	1月4日～12月28日	午後7時～午後9時	
屋外運動場	小学校	休業日	3月から10月に使用する	午前9時～正午 正午～午後5時
			上記以外の月に使用	午前9時～正午
				午後9時～正午
				正午～午後5時

		用す ると き	午後1時～ 午後4時
	5月から8月の 休業日以外の 日		午後5時～ 午後7時
寒川中 学校	月曜日以外の 日		午後6時30 分～午後9 時
旭が丘 中学校	月曜日以外の 日		午後7時～ 午後9時30 分
南小学校ふれ あいホール	休業日		午前9時～ 午後零時 午後零時 ～午後1時 午後1時～ 午後5時 午後5時～ 午後7時 午後7時～ 午後9時
	休業日以外の 日		午後5時～ 午後7時 午後7時～ 午後9時

備考 小学校の体育館及び屋外運動場
における休業日以外の日の午後5時か
ら午後7時まで使用できる団体は、小
学生で組織されている団体とする。

～略～

第3号様式(第5条関係)

(略)

第4号様式(第6条関係)

(略)

		の月 に使 用す ると き	正午～午 後4時
	5月から8月の 休業日以外の 日		午後5時～ 午後7時
寒川中 学校	月曜日以外の 日		午後6時30 分～午後9 時
旭が丘 中学校	月曜日以外の 日		午後7時～ 午後9時30 分
南小学校ふれ あいホール	休業日		午前9時～ 正午 正午 ～午後1時 午後1時～ 午後3時 午後3時～ 午後5時 午後5時～ 午後7時 午後7時～ 午後9時
	休業日以外の 日		午後5時～ 午後7時 午後7時～ 午後9時

備考 小学校の体育館及び屋外運動場
における休業日以外の日の午後5時か
ら午後7時まで使用できる団体は、小
学生で組織されている団体とする。

～略～

第3号様式(第3条関係)

第4号様式(第5条関係)

(略)

第5号様式(第6条関係)

第6号様式(第6条関係)

(略)

第5号様式(第6条関係)

(略)

～略～

第7号様式(第6条関係)

(略)

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町立学校施設使用条例施行規則別表の規定は、令和4年6月1日以後の学校施設の使用について適用し、同日前の学校施設の使用については、なお従前の例による。

寒川町公共施設利用予約システムによる学校施設利用の手続き等に関する要綱(案)

平成27年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、寒川町公共施設利用予約システム利用規約第11条に基づき、寒川町立学校施設(以下「施設」という。)の利用申込手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設)

第2条 対象となる施設は、寒川町立学校施設使用条例(昭和54年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)第2条に規定する学校施設とする。

(利用者の範囲)

第3条 寒川町公共施設利用予約システム(以下「予約システム」という。)により施設の利用予約ができるものは、利用者登録において団体登録したもの(以下「利用者」という。)とし、その利用者登録の区分、利用者登録の有効期間の限度、利用種目又は活動及び登録資格は、別表のとおりとする。

(利用予約)

第4条 施設の利用予約は、使用日の属する月の2箇月前の日の属する月(以下「予約開始月」という。)の1日から使用日の5日前までの間に行うものとする。ただし、予約開始月の1日から同月14日までの期間内は抽選申込期間とする。

2 委員会は、施設の使用機会の公平性を保つため、施設の利用予約の回数に上限を設けることができる。

3 委員会は、利用者が条例、寒川町立学校施設使用条例施行規則(昭和54年寒川町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)その他の規程に違反したと認められるときは、相当の期間を定めてその利用予約を制限することができる。

(抽選)

第5条 前条に規定する抽選申込期間内に複数の利用者が同一の利用予約を行った場

合、予約開始月の15日に抽選を行い、利用者を決定するものとする。

2 前項の規定により利用予約が決定した利用者は、予約開始月の16日から同月22日までの間に利用予約を確定するものとする。

3 委員会は、利用者が前項に規定する期間において利用予約を確定しないときは、その利用予約を取り消すことができる。

(随時予約の申込み)

第6条 前条の規定により予約されたもの以外の使用については、予約開始月の23日から使用日の5日前までに、利用者が予約システムに直接予約の申込みをするものとする。

(使用の申請)

第7条 第5条第2項の規定による利用予約の確定及び前条の予約の申込みは、規則に基づく使用許可の申請とみなす。

(利用予約の取消期限)

第8条 施設の利用予約の取消期限は、使用日の7日前までとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年9月1日以降の施設の使用に係る利用手続き等について適用する。

別表(第3条関係)

施設	利用者登録の 区分	利用者登録の有効期間の 限度	利用種目又は活動	登録資格
体育館	一般の団体	3年間	バスケットボー	スポーツ又はレ

		中学生以下の 団体	1年間	ル、バレーボ ール、バドミ ン、卓球その 他委員会が認 めた種目	クリエーション活 動を目的とした10 人以上の団体に 、その構成員の3 分の2以上が在 住、在勤又は
屋外運動 場(夜間 照明施設 を含む。)	小学校	一般の団体	3年間	少年野球、ソ フトボール、少 年サッカーその 他委員会が認 めた種目	は在学者で、か つ、代表者及び 連絡者を有す る団体
		中学生以下の 団体	1年間	少年サッカー その他委員会 が認めた種目	
	寒川中学校	一般の団体	3年間	野球、ソフト ボール、サッカ ーその他委員 会が認めた種 目	
		中学生以下の 団体	1年間	少年サッカー その他委員会 が認めた種目	
	旭が丘中 学校	一般の団体	3年間	少年野球、ソ フトボール、サ ッカーその他 委員会が認め た種目	
		中学生以下の 団体	1年間	少年サッカー その他委員会 が認めた種目	
南小学校 ふれあいホ ール	一般の団体	3年間	文化活動その 他委員会が認 めた活動	文化活動を目的 とした10人以上 の団体に、その 構成員の3分の 2以上が在住、 在勤又は、在学 者で、かつ、代 表者及び	
	中学生以下の 団体	1年間	文化活動その 他委員会が認 めた活動		

				び連絡者を有する 団体
--	--	--	--	----------------

備考 中学生以下の団体とは次の各号のいずれにも該当する団体をいい、一般の団体とは中学生以下の団体以外の団体をいう。

- (1) 団体の構成員の半数以上が町内に在住又は在学する中学生以下の者で組織されているもの
- (2) 主たる活動が構成員たる中学生以下の者を主体とした内容であるもの
- (3) 営利を目的としたものでないもの

寒川町公共施設利用予約システムによる学校施設利用の手続き等に関する要綱新旧対照表(案)

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(対象となる施設)</p> <p>第2条 対象となる施設は<u>次のとおり</u></p> <hr/> <p>_____とする。</p> <p>(1) <u>体育館</u></p> <p>(2) <u>小学校屋外運動場</u></p> <p>(3) <u>夜間照明施設</u></p> <p>(4) <u>南小学校ふれあいホール</u></p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第3条 <u>施設を利用できる者は、寒川町公共施設利用予約システム(以下「予約システム」という。)の_____利用者登録において団体登録した者</u>(以下「利用者」という。)とし、その_____</p> <hr/> <p>_____利用種目又は活動及び登録資格は、別表のとおりとする。</p> <p>2 <u>利用者登録の有効期間は、3年間とする。</u></p> <p>(使用日の調整、予約の申込み)</p> <p>第4条 <u>利用者は、施設を使用するときは、翌月分の使用希望施設と日時について、別に定めるところにより利用者相互で調整し、毎月25日までに、その結果を教育委員会(以下「委員会」という。)に報告するものとする。</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項の報告に基づき、予約システムに予約申込みの手続きをするものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(対象となる施設)</p> <p>第2条 対象となる施設は、<u>寒川町立学校施設使用条例(昭和54年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)第2条に規定する学校施設</u>とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第3条 <u>寒川町公共施設利用予約システム(以下「予約システム」という。)により施設の利用予約ができるものは、利用者登録において団体登録したもの</u>(以下「利用者」という。)とし、その<u>利用者登録の区分、利用者登録の有効期間の限度、利用種目又は活動及び登録資格は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(利用予約)</p> <p>第4条 <u>施設の利用予約は、使用日の属する月の2箇月前の日の属する月(以下「予約開始月」という。)の1日から使用日の5日前までの間に行うものとする。ただし、予約開始月の1日から同月14日までの期間内は抽選申込期間とする。</u></p> <p>2 <u>委員会は、施設の使用機会の公平性を保つため、施設の利用予約の回数に上限を設けることができる。</u></p> <p>3 <u>委員会は、利用者が条例、寒川町立学校施設使用条例施行規則(昭和54年寒川町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)その他の規程に違反したと認められるときは、相当の期間を定めてその利用予約を制限することができる。</u></p>

(加える)

(随時予約の申込み)

第5条 前条の規定により予約されたものの以外の使用については、使用を希望する日(以下「使用日」という。)が属する月の初日から使用日の3日前までに、利用者が予約システムに直接予約の申込みをするものとする。

(加える)

(利用予約の取消期限)

第6条 施設の利用予約の取消期限は、使用日の3日前までとする。

(使用料の納付等)

第7条 利用者は、使用日の3日前までに別に定められた使用料を納付するものとする。

2 委員会は、前項の期間内に施設の使用料の納付がなされないときは、予約を解除し、かつ、当該利用者に対し、利用制限を設けることができるものとする。

(委任)

第8条 (略)

～略～

別表(第3条関係)

施設	利用種目又	登録資格
----	-------	------

(抽選)

第5条 前条に規定する抽選申込期間内に複数の利用者が同一の利用予約を行った場合、予約開始月の15日に抽選を行い、利用者を決定するものとする。

2 前項の規定により利用予約が決定した利用者は、予約開始月の16日から同月22日までの間に利用予約を確定するものとする。

3 委員会は、利用者が前項に規定する期間において利用予約を確定しないときは、その利用予約を取り消すことができる。

(随時予約の申込み)

第6条 前条の規定により予約されたものの以外の使用については、予約開始月

の23日から使用日の5日前までに、利用者が予約システムに直接予約の申込みをするものとする。

(使用の申請)

第7条 第5条第2項の規定による利用予約の確定及び前条の予約の申込みは、規則に基づく使用許可の申請とみなす。

(利用予約の取消期限)

第8条 施設の利用予約の取消期限は、使用日の7日前までとする。

(削る)

(委任)

第9条 (略)

～略～

別表(第3条関係)

施設	利用者	利用	利用種	登録資格
----	-----	----	-----	------

		は活動	
体育館		バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、その他委員会が認めた種目	1 スポーツ又はレクリエーション活動を目的とした10人以上の団体で、その構成員の3分の2以上が在住又は在勤者で、かつ、代表者及び連絡者を有する団体
小学校屋外運動場		少年野球、ソフトボール、少年サッカー、その他委員会が認めた種目	2 町内に所在する官公庁又は事業所の団体
夜間照明施設	寒川中学校	野球、ソフトボール、サッカー、その他委員会が認めた種目	
	旭が丘中学校	少年野球、ソフトボール、サッカー、その他委員会が認めた種目	
南小学校ふれあいホール		文化活動、その他委員会が認めた活動	1 文化活動を目的とした10人以上の団体で、その構成員の3分の2以上が在住又は在勤者で、かつ、代表者及び連絡者を有する団体
			2 町内に所在する官公庁又は事業所の団体

		登録の区分	登録の有効期間の限度	目又は活動	
体育館		一般の団体	3年間	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球	_____スポーツ又はレクリエーション活動を目的とした10人以上の団体で、その構成員の3分の2以上が在住、在勤
		中学生以下の団体	1年間	その他委員会が認めた種目	
	小学校	一般の団体	3年間	少年野球、ソフトボール、少年サッカー	又は在校者で、かつ、代表者及び連絡者を有する団体
		中学生以下の団体	1年間	その他委員会が認めた種目	
屋外運動場(夜間照明施設を含む。)	寒川中学校	一般の団体	3年間	野球、ソフトボール、サッカー	_____
		中学生以下の団体	1年間	その他委員会が認めた種目	
	旭が丘中学校	一般の団体	3年間	少年野球、ソ	

学校	中学生	1年間	フットボール、サッカーその他委員会が認めた種目
	以下の団体		
南小学校 ふれあい ホール	一般の	3年間	文化活動 その他委員会 が認めた 活動
	団体		
	中学生	1年間	
	以下の 団体		
			文化活動を 目的とした10人以上の団体で、その構成員の3分の2以上が在住、在勤又は在学者で、かつ、代表者及び連絡者を有する団体 _____ _____ _____ _____ _____ _____

備考 中学生以下の団体とは次の各号のいずれにも該当する団体をいい、一般の団体とは中学生以下の団体以外の団体をいう。

- (1) 団体の構成員の半数以上が町内に在住又は在学する中学生以下の者で組織されているもの
- (2) 主たる活動が構成員たる中学生以下の者を主体とした内容であるもの
- (3) 営利を目的としたものでないもの

～略～

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寒川町公共施設利用予約システムによる学校施設利用の手続き等に関する要綱第3条の規定は、施行日以後に行われる利用者登録について適用し、同日前に行われた利用者登録については、なお従前の例による。